平成２２年（フ）第４８８号
高知市介良丙1331番地　市住２号
債務者　土居　昭子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９３号
高知市布師田1030番地１
債務者　岡本　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９５号
高知市百石町３丁目１番33―305号　百石町市住
債務者　山﨑千津美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０４号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ａ棟208号
債務者　宮内　一宣
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２２号
宮崎市大工３丁目61番地　吉富第６ビル401号
債務者　宇都　清子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１３号
宮崎市大工３丁目61番地　吉富第６ビル401号
債務者　宇都　　健
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３１号
宮崎県都城市高崎町大牟田803番地30
債務者　中村　清一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３４号
宮崎県えびの大字大河平4273番地
債務者　椿松百合子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６９号
宮崎県延岡市伊形町5275番地
債務者　田熊栄二郎
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７０号
宮崎県延岡市伊形町5275番地
債務者　田熊　厚美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７２号
宮崎県日向市比良町１丁目47番地
債務者　入里　京子（旧姓赤木・松葉）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７５号
宮崎県日向市東郷町山陰己715番地イ
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７６号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1415番地
債務者　神﨑　純子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７０号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2272番地２
債務者　吉川　恵美（旧姓肥田木）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1821番地の４ナカサトマンション301
債務者　崎浜　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８２号
沖縄県那覇市古島１丁目20番地７　福原アパート203
債務者　松田　厚子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６２号
千葉県柏市新柏２丁目19番地８
債務者　小熊久美子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部